

世界水遺産登録について

この度、世界水会議において新たに創設された世界水遺産制度に、「関川水系土地改良区」が登録されました。

平成28年9月に「関川水系土地改良区と客水地区賦課金減免制度」として申請し、本年1月12日に農林水産省より内定の連絡を頂きました。

授賞式は、ブラジルで開催された第8回世界水フォーラム（3月18日～3月24日）で、3月19日に行われ、認定証と記念盾が贈呈され正式登録となりました。

この受賞は、通称客水地区の上流と下流の農民が協力して用水を開削し管理を行ってきたこと、そしてその協力体制を340年間、用水組合～普通水利組合～土地改良区が維持・継続してきたことが評価されたものです。

今回、関川水系土地改良区が受賞団体となりましたが、歴史が示すとおり先人の功績に対する栄誉で、それが評価されたことはとても嬉しいことです。

また、今回、上越市長の推薦をいただき申請させていただきましたが、平成20年3月の客水地区との合意には、上越市の絶大なる協力があり実現したものです。あらためて、御礼申し上げる次第であります。

平成27年に上江用水路が世界かんがい施設遺産に登録され、そして今回、客水地区賦課金減免制度を継承してきた関川水系土地改良区が世界水遺産に登録となりました。

この上越の地は、古くから稲作が盛んで、現在も食味が良く品質が高い米を安定して全国に供給する食料生産基地となっています。また、農業用水と発電用水の共存共栄により、地域の産業が発展し、今の上越市・妙高市があると言っても過言ではありません。

改めて、先人のご労苦に敬意を表するものであります。

私たちには、先人が残してくれたこれら、客水制度だけでなく用水施設や農地（水田）を、後世に残していく使命と責任があります。

今後も、二つの世界遺産を広く一般市民にPRすることで、農業の必要性・土地改良区の役割について理解醸成が図られるよう努め、地域農業の発展につなげていきたいと考えています。

平成30年4月3日

関川水系土地改良区

理事長 永 井 紘 一